7　締約国の政府の権限のある当局は、この附属書の適用される船舶が当該締約国の港又は沖合の係留施設にある間は、その船舶に備えられている油記録簿第一部を検査することができる。当該権限のある当局は、その油記録簿第一部の記載の写しを作成することができるものとし、また、船長に対しその写しが当該油記録簿第一部の記載の真正な写しであることを証明するよう要求することができる。このように作成された写しであつて油記録簿第一部の記載の真正な写しであることを船長が証明したものは、いかなる訴訟手続においても、記載されている事実の証拠とすることができる。この第十七規則の規定に基づいて権限のある当局の行う油記録簿第一部の検査及び証明された写しの作成は、航海に不当な遅延を生じさせることのないようできる限り速やかに行う。

第四章　油タンカーの貨物区域についての要件

第十八規則　分離バラスト・タンク

（千九百八十二年六月一日後に引き渡された載貨重量二万トン以上の油タンカー）

1　載貨重量二万トン以上の原油タンカー及び載貨重量三万トン以上の精製油運搬船であり、かつ、第一規則28.4に定義する千九百八十二年六月一日後に引き渡された船舶は、分離バラスト・タンクを備えるものとし、また、2から4までの要件又は5の要件に適合するものとする。

2　分離バラスト・タンクの容積は、3又は4に定める場合を除くほか、貨物タンクを水バラスト用に使用することなく安全なバラスト航海ができるようなものでなければならない。いかなる場合においても、分離バラスト・タンクの容積は、全航海を通じてのあらゆるバラスト状態（軽荷状態に分離バラストのみを積載した状態を含む。）において、少なくとも、船舶の喫水及びトリムが次の要件を満たすことのできるものでなければならない。

.1　メートルで表す船舶の中央における型喫水（dm）（船舶のいかなる変形も考慮しない。）が次の式で得られる値よりも小さい値でないこと。

$$dm = 2.0 + 0.02L$$

.2　船首垂線及び船尾垂線における喫水が、1に定める船舶の中央における型喫水（dm）の要件を満たすようなものであり、かつ、船尾トリムが〇・〇一五L以下となるようなものであること。

.3　船尾垂線における喫水が、いかなる場合においても、プロペラを完全に水没させるために必要な喫水に満たないものでないこと。

3　次の場合を除くほか、貨物タンクにバラスト水を積載してはならない。

.1　船長が船舶の安全のために貨物タンクに追加のバラスト水を積載しなければならないと判断するほど厳しい天候状態における例外的な航海の場合

.2　油タンカーの運航の特殊性により2の規定に定める量を超えるバラスト水を積載する必要がある例外的な場合であつて、当該油タンカーの運航が国際海事機関が定める例外的な場合に該当するとき

　この追加のバラスト水は、第三十四規則に定めるところにより処理し、及び排出するものとし、第三十六規則にいう油記録簿第二部に記載する。

4　原油タンカーについては、3の規定により認められる追加のバラスト水は、原油を取り卸した港又は係留施設を離れる前に第三十五規則の規定に従い原油洗浄が行われた貨物タンクにのみ積載する。

5　2の規定にかかわらず、長さ百五十メートル未満の油タンカーは、主管庁の認める分離バラストの条件に適合するものとする。

（千九百八十二年六月一日以前に引き渡された載貨重量四万トン以上の原油タンカー）

6　7の規定に従うことを条件として、載貨重量四万トン以上の原油タンカーであり、かつ、第一規則28.3に定義する千九百八十二年六月一日以前に引き渡された原油タンカーは、分離バラスト・タンクを備えるものとし、また、2及び3の要件に適合するものとする。

7　6に規定する原油タンカーは、原油洗浄に適しない原油を運送する場合を除くほか、分離タンクを備える代わりに第三十三規則及び第三十五規則の規定に従い原油洗浄による貨物タンク洗浄方式を用いて運航することができる。

（千九百八十二年六月一日以前に引き渡された載貨重量四万トン以上の精製油運搬船）

8　載貨重量四万トン以上の精製油運搬船であり、かつ、第一規則28.3に定義する千九百八十二年六月一日以前に引き渡された船舶は、分離バラスト・タンクを備え、かつ、2及び3の要件に適合し、又はその代わりに次の規定の定めるところによりクリーン・バラスト・タンクを用いて運航する。

.1　精製油運搬船は、第一規則17に定義するクリーン・バラストの積載にのみ使用されるタンクであつて2及び3の要件を満たすような容積のものを有しなければならない。

.2　クリーン・バラスト・タンクの配置及び操作方法は、主管庁の定める要件に適合するものでなければならない。この要件は、少なくとも、国際海事機関が決議A四九五（Ⅻ）において採択したクリーン・バラスト・タンクを有する油タンカーの改正された仕様のすべての規定を含むものでなければならない。

.3　精製油運搬船には、排出されるバラスト水の油分を監視することができるようにするため、国際海事機関の勧告した仕様に基づき主管庁が承認する油分濃度計を備える。

.4　クリーン・バラスト・タンクを用いて運航する精製油運搬船には、クリーン・バラスト・タンク装置について詳述し、かつ、操作方法を説明するクリーン・バラスト・タンクの操作手引書を備える。操作手引書は、主管庁の認めるものでなければならず、また、8.2に規定する仕様において定めるすべての情報を含むものでなければならない。クリーン・バラスト・タンク装置に影響を及ぼす改造が行われる場合には、操作手引書は、改訂する。

（分離バラスト油タンカーとしての資格を有する油タンカー）

9　1、6又は8の規定により分離バラスト・タンクを備えることを要求されない油タンカーであつても、2及び3の要件又は5の要件に適合する場合には、分離バラスト油タンカーとしての資格を得ることができる。

（特殊なバラスト方式を用いる千九百八十二年六月一日以前に引き渡された油タンカー）

10　特殊なバラスト方式を用いる千九百八十二年六月一日以前に引き渡された油タンカーについては、

.1　第一規則28.3に定義する千九百八十二年六月一日以前に引き渡された油タンカーは、バラスト水の積載の有無を問わず2に定める喫水及びトリムの要件に常に適合するように建造され、又は運行される場合には、次のすべての条件に適合している限り、6の分離バラスト・タンクの要件に適合しているものとみなされる。

.1　運航方法及びバラスト方式が主管庁によつて承認されること。

.2　喫水及びトリムの要件が運航方式により満たされる場合には、主管庁とこの条約の締約国である寄港国の政府との間に合意があること。

.3　油タンカーが特殊なバラスト方式を用いて運航することについて証書に裏書がされること。

.2　船長が船舶の安全のために貨物タンクに追加のバラスト水を積載しなければならないと判断するほど厳しい天候状態における例外的な航海の場合を除くほか、貨物タンクにバラスト水を積載してはならない。この追加のバラスト水は、第三十四規則に定めるところにより並びに第二十九規則、第三十一規則及び第三十二規則に定める要件に従つて処理し、及び排出するものとし、第三十六規則にいう油記録簿に記載する。

.3　10.1.3の規定により証書に裏書をした主管庁は、条約の締約国に対し回章に付するため、その詳細を国際海事機関に通知する。

（千九百七十九年十二月三十一日後に引き渡された載貨重量七万トン以上の油タンカー）

11　載貨重量七万トン以上の油タンカーであり、かつ、第一規則28.2に定義する千九百七十九年十二月三十一日後に引き渡された船舶は、分離バラスト・タンクを備えるものとし、2から4までの規定又は適当な場合には5の規定に適合する。